

同 森 敏 行
同 井 上 元

なお、監査執行者は次のとおりである。

監 査 委 員	執 行 期 間
片 山 誠 治	平成29年 9月 1日～平成29年11月 1日
田 中 健 志	平成29年 9月 1日～平成29年11月 1日
森 敏 行	平成29年 9月 1日～平成29年11月 1日
井 上 元	平成29年 9月 1日～平成29年11月 1日

第 1 定期監査

平成29年 9月 1日から平成29年11月 1日までの間における定期監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

平成29年度の監査対象機関のうち、知事部局10箇所、教育委員会 3箇所、警察本部 5箇所の計18箇所について監査を執行した。その他主要な工事 2箇所について、別に工事監査を執行した。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

また、公金管理の適正化を図るために、特別財務調査として、事前通告なしに所属における現金等の保管状況を知事部局 1箇所、教育委員会 1箇所の計 2箇所実施した。

おって、会計事務に係る月例点検を例月出納検査と併せて実施した。

なお、監査実施機関の名称、監査実施日及び実施方法等は、次表のとおりである。

実施機関名等	監査実施日	実施方法
府営水道事務所	平成29年 9月13日・14日・10月18日	実地監査
府立植物園	平成29年 9月14日	書面監査
府立京都学・歴彩館	平成29年 9月12日・10月17日	実地監査
保健環境研究所	平成29年 9月22日・10月23日	実地監査
農林水産技術センター(畜産センター、海洋センター)	平成29年 9月12日・10月17日	書面監査
府立丹後郷土資料館	平成29年 9月28日	書面監査
府立南丹高等学校	平成29年 9月22日・10月25日	実地監査
府立向日が丘支援学校	平成29年 9月25日	書面監査

監 査 委 員

30年監査公表第 1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 9項の規定により、平成29年度に執行した監査の結果（平成29年 9月 1日から平成29年11月 1日までの間に執行した機関）を次のとおり公表する。

平成30年 1月19日

京都府監査委員 片 山 誠 治
同 田 中 健 志

亀岡警察署	平成29年 9月21日・10月25日	実地監査
南丹警察署	平成29年 9月21日	書面監査
綾部警察署	平成29年10月12日	書面監査
福知山警察署	平成29年10月12日	書面監査
舞鶴警察署	平成29年10月12日	書面監査
南丹広域振興局	平成29年 9月 4日～7日・10月10日	実地監査
南丹保健所	平成29年 9月 7日・10月10日	実地監査
南丹土地改良事務所	平成29年 9月 4日～7日・10月10日	実地監査
南丹農業改良普及センター	平成29年 9月 4日～7日・10月10日	実地監査
南丹土木事務所	平成29年 9月 4日～7日・10月10日	実地監査
福知山児童相談所	平成29年10月 4日	特別財務(現金)
府立大江高等学校	平成29年10月 4日	特別財務(現金)
管理課(府立宮津高等学校体育館耐震補強工事(建築工事))	平成29年 9月15日	工事監査
中丹広域振興局(平成28年度 治山事業(復旧治山)・防災施設整備事業)	平成29年 9月28日	工事監査
例月出納検査(会計事務月例点検)	平成29年 9月26日・29日	-
	平成29年10月26日・31日	-

2 監査執行における重点事項

定期監査は、平成28年度分の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、平成29年度監査計画及び監査実施要綱に基づき、次の重点事項を踏まえ執行した。

とりわけ、京都府の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が強く求められていることに鑑み、事務事業の経済性、効率性及び有効性といった視点も踏まえた監査の執行に努めた。

監査における重点事項

- (1) 法規性・正確性視点といった手続面のみならず、内容面にも踏み込んで監査を行い、公金の有効活用等が図られているか等府民目線に立った監査を実施する。
- (2) 現地・現場主義による監査委員審査の充実
- (3) 次の重点項目を設定し、効率的・効果的な監査を実施する。
 - ア 事務事業を実施するに当たり、法令で定める手続が適正に行われているか。
 - イ プロポーザル方式による契約事務は、適正に行われているか。

3 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。

(1) 指摘

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2

① 支出

- ・支払漏れによる支払遅延、過年度支出を行うとともに職員が請求書の日付を記入している事例が認められた。(南丹土木事務所)

② 契約

- ・適正に作成されていない契約書が多発している事例が認められた。(南丹土木事務所)

(2) 注意

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	2	5	3	1	0	0	0	0	0	3	14

① 収入

- ・収入証紙実績報告誤り(府立京都学・歴彩館)
- ・調定額の算定誤り(農林水産技術センター)

② 支出

- ・手当等の誤支給(南丹広域振興局)
- ・職員による請求書の日付記入(安心・安全まちづくり推進課)
- ・補助金確定事務の不備(南丹広域振興局)
- ・出張旅費又は報酬の過年度戻入(消費生活安全センター、府立向日が丘支援学校)

③ 契約

- ・契約書の作成不備(安心・安全まちづくり推進課、南丹広域振興局(2件))

④ 物品

- ・劇毒物の残量と帳簿の不一致(農林水産技術センター)

⑤ その他

- ・消防訓練の未実施(府立植物園)
- ・出勤簿への押印漏れ(福知山児童相談所、府立大江高等学校)

第2 財政的援助団体等監査

平成29年 9月1日から平成29年11月1日までの間における財政的援助団体等監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

地方自治法第199条第7項の規定により、府が平成28年度において補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施した。

監査の対象は、①補助金等交付団体(補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体)、②出資団体(資本金、基本金等の4分の1以上

を出資している団体)及び③公の施設の指定管理者の中から抽出により選定した4団体である。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出等を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

実施機関名	区分	監査実施日	実施方法
医療法人 福富士会	補助	平成29年10月3日	書面監査
公益財団法人 京都府長岡京記念文化事業団	出資	平成29年10月19日	書面監査
美山町森林組合	補助	平成29年10月25日	書面監査
一般財団法人 京都ゼミナールハウス	出資	平成29年11月1日	書面監査

2 監査における調査事項

監査は、監査実施要綱に基づき、次の事項を踏まえて執行した。

監査における調査事項

(1) 全般的調査事項

- ア 補助金等の交付団体については、交付の目的に沿って事業活動がなされているか。
- イ 出資団体については、出資の目的に沿って事業活動が行われているか。また、事業活動や経営内容について改善を要する点はないか。
- ウ 公の施設の管理団体については、効率的で良好な管理運営が行われているか。

(2) 財務経理に関する事項

- ア 会計基準等に基づき適正かつ効果的に経理されているか。
- イ 内部牽制(チェック)体制は採られているか。
- ウ 経費の支出に係る証拠書類が、適切に保存されているか。
- エ 契約方法や事務処理について、改善を要する点はないか。
- オ 決算に係る計数は、決算書等の所定の項目に沿って表示されているか。

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

補助金等に係る事業、事業運営に係る事業は、いずれも所期の目的に沿って執行されていた。